

平成23年第5回美幌町議会定例会会議録

平成23年6月21日 開会

平成23年6月23日 閉会

平成23年 6月22日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

10番 宗 像 密 琇 君
8番 岡 本 美代子 君
2番 大 江 道 男 君

○出席議員

1番	新 鞍 峯 雄 君	2番	大 江 道 男 君
3番	早 瀬 仁 志 君	4番	柏 葉 久 子 君
5番	中 嶋 すみ江 君	6番	松 浦 和 浩 君
7番	上 杉 晃 央 君	8番	岡 本 美代子 君
副議長	9番 坂 田 美栄子 君	10番	宗 像 密 琇 君
12番	吉 住 博 幸 君	13番	橋 本 博 之 君
議長	14番 古 舘 繁 夫 君		

○欠席議員

11番 大 原 昇 君

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土 谷 耕 治 君 美幌町監査委員 宗 像 密 琇 君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	電 算 主 幹	植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君	政 策 財 務 主 幹	平 井 雄 二 君
契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君
環 境 生 活 主 幹	石 田 勇 一 君	児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君
福 祉 主 幹	岩 田 憲 次 君	福 祉 施 設 主 幹	高 木 恵 一 君
健 康 推 進 主 幹	立 花 八 寿 子 君	農 政 主 幹	谷 川 明 弘 君
公 社 主 幹	広 島 学 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君
商 工 観 光 主 幹	戸 井 田 准 一 君	施 設 管 理 主 幹	門 別 孝 志 君
住 宅 建 築 主 幹	佐 藤 修 君	水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君
病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君	事 務 連 絡 室 次 長	篠 永 幸 男 君
教 育 長	川 崎 俊 郎 君	教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君
学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君	学 校 給 食 主 幹	伊 原 薫 君
社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君	文 化 ホ ー ル 建 設 準 備 主 幹	石 坂 聡 君

スポーツ振興主幹 田 村 圭 一 君 農委事務局長 嶋 田 秀 行 君
選管事務局長 武 田 孝 司 君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 高 坂 登 貴 雄 君 次 長 荒 井 紀 光 子 君
議事係長 小 室 保 男 君 庶務係長 松 尾 まゆみ 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成23年第5回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番早瀬仁志さん、4番柏葉久子さんを指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

なお、大原議員、体調不良のため本日欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（古館繁夫君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君）〔登壇〕 4年ぶり

ですので、ひとつよろしく願い申し上げます。

さきに通告してございますけれども、大きく二つ、一つには行政運営について、そのうちの一つ、組織機構の見直しについてでございます。二つ目には人材育成について。

大きく二つ目には福祉行政について、介護福祉の充実についてお尋ね申し上げます。

最初に、組織機構の見直しについてでございますが、組織の見直しとして町ではグループ制を導入しております。しかしながら、眺めてみますと、どうにも効果が出ているようにも思いません。このグループ制をしようと思ったときの当初の考え方はどうだったのか、また、その機能が今十分に生かされているのかどうかをお尋ねいたします。

二つ目には、人材育成についてでございます。

人材育成については、これはいつも話題になります。なぜかと申しますと、本当に町民の一番は窓口でございます。町民は厳しい目で見ていると思いますが、現実にはそうではないのです。お医者さんにかかるときにお医者さんの対応はどうかと、この程度のことで困って窓口相談に行ったらこういう対応をされたら。果たしてその対応の態度とか、そういうことで住民の中の声が、一体職員はどうなっているのかなど。このようなことで、きょうは何ってまいりたいと思います。

なおかつ、我々議員も、今回の自治基本条例の中においても、住民からの負託を受けてきちんとやりなさいということで、この自治基本条例の中に、または議員必携の中にもうたわれているような質の向上、この今回の自治基本条例をもとに再び自分たちに振り返ってみて、もう一度、議員はどうあるべきかを考え直そうと、今、鋭意議論をしている最中でございます。

同時に職員の方々も、この自治基本条例の中では厳しくうたってございます。その中身を中心として、どのように人材育成に取り組んでいるのか、これをお伺いしてまいりたい

と思います。

福祉行政についてでございますが、私、選挙中、常に申し上げてきましたことは、この福祉ばかりではなくて、我々の生きている社会においては我慢のできることと我慢のできないことがあると。また、待ってられないものと待てるものと、これがあると思うのですが、この介護というのは私も多少は経験ございますが非常に大変なことです。これは、私は一日も待てないと判断しているわけで、この介護福祉の充実をどうしていったらいいのかなということを鋭意勉強してきましたが、なかなか大変な仕事でございます、行政を担っている皆さん方も本当に介護福祉計画などをつくりまして努力していることは十分わかるのですが、一応、3期計画を読ませていただきました。また、今現在進んでいる4期計画、それに、既にもう始まろうとしている5期計画の策定に向けた作業も今進んでいるように伺っております。

住民アンケートの調査結果を見ますと、まさに住民の声は悲鳴を上げているなど、こういうアンケートの内容を読ませていただきました。そこで、住民の単純なアンケートのように思いますが、このアンケートの中に住民の声がぎゅぎゅと詰まっているわけで、これをこの計画の中になんか盛り込んであります。しかしながら、確かにこの計画を進めていくには予算措置が大事なことになります。また、この予算措置をするために、この計画書をつくったといってもいいでしょう。そうしなければ、国のほうも財源措置をしてくれないということで、我が町はこういう計画を立てているのでひとつお願いしたいという気持ちもよくわかります。

そこで、今回私がお尋ねしている中の一つとしては、その声の中から何か一つ足りないものがあるなと思ったのが、マンパワーの育成でございます。施設をつくっても、民間企業の方が一生懸命努力しても、今回の一般質問の中にもありましたように、3分の1が高齢者です。その中で、ややもしなくても、も

うじき2人で1人を面倒見ていかなければならない超高齢社会に突入していくわけで、確かに自立も大事なのですが、それに間に合わないくらいに施設の必要性が迫られております。

ところが、施設をふやしても、マンパワーがなければ介護はできないわけで、現在3人に1人というような形で一生懸命介護をされる方は努力をしているわけですけれども、まだまだ足りない。そういうことで、このマンパワーの育成に対してどのようなお考えがあるのか、これを質問してまいりたいと思いますが、前もって申し上げておきますが、このマンパワー育成と人材育成、これは同時に重なる部分も出てきますので、その辺もまた御了承いただきまして、御質問にお答えいただければありがたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 宗像議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

行政運営について、組織機構の見直しについてであります。行財政改革の推進による職員数の抑制に努めていく中で、地方分権に伴う国及び道からの権限移譲などによって、職員個々の業務量が増大し、限られた人員で町民サービスに迅速に対応し、行政サービスを提供していくために職員一人一人が職場内でグループ制を意識しながら、事務等で協力できるものをお互いに協力し合い、最少の経費で最大の効果を上げる行政組織という行政運営の基本原則に基づいた試行の実施を行い、効率的で柔軟な組織体制として、平成18年4月から課・係制を廃止してグループ制が導入されたところであります。

導入当初は、グループ制の名称が長過ぎてわかりづらい、従来の課・係のほうが町民にわかりやすい。さらには、執務室が別の場所のためグループ制の利点が生かされていないなどのさまざまな課題が出され、その都度検証しながら見直しを行ってきたところであります。

グループ制導入の効果につきましては、一時的・臨時的な事務の増加に対して、グループ間での支援協力体制をとることができるなど、十分とは言えない部分もありますが、効率化が図られたところでもあります。

グループ制を導入して5年になります。ようやく町民もなれ親しんできたものと思っております。より精度の高い機動的な組織体制とするために、常に課題や問題点について検証を行い、体制の見直しを行ってまいりましたが、今後もさらに検証を重ね、時代のニーズに即応した組織体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

行政改革の推進の一環として、定員削減の取り組みを行っている中で、自治体は自己責任・自己決定の原則のもと、多様化する町民ニーズを的確にとらえ、地域の実情に応じた行政課題に対応していくことが求められております。このような状況においてこそ、中・長期的な視点に立った職員の人材育成に一層力を入れることが必要であることから、平成22年度より職員研修に係る予算を大幅に拡充して、職員の能力、資質の向上に向けた取り組みのための内部及び外部講師における職員研修、外部機関への派遣研修など、さまざまな職員研修を行っているところであります。

本年度につきましても、窓口対応を含めた接遇研修及び職場における通常の仕事を通じた上司などから行う指導や職場単位での勉強会を初め、自治大学校、市町村職員研修センター、市町村アカデミー、オホーツク町村会などへの職員派遣研修及び外部講師を招いての政策形成研究会などを予定し、職員みずから行う自主研修についても予算を措置したところであります。

また、市町村職員研修センター、オホーツク町村会が実施する指導者育成研修などについても積極的に職員を派遣して、指導者、研修講師の養成などを行ってまいります。

今後につきましても、自治基本条例の理念の実現に向けて積極的に職員の人材育成を推

進し、町民の視点に立って職務を公正かつ適正に遂行し、町民との信頼関係を構築できる職員の能力、資質の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、介護福祉の充実についてであります。平成12年4月から介護保険制度がスタートしたときに、美幌町高齢者保健福祉計画、第1期美幌町介護保険事業計画が策定され、3年ごとに見直しを図りながら、現在、平成21年度から平成23年度までの第4期計画が推進中であります。

美幌町高齢者福祉計画は、高齢者保険福祉事業全般にわたる計画となり、そのうち、介護給付等対象サービスに関する内容となる美幌町介護保険事業計画はこれに含まれることとなり、両計画は一体のものとして策定しております。

多くの高齢者は、要介護になっても住みなれた家や地域の中で生活を継続することを望んでおり、高齢者が身近な地域で安心して生活するためには、住民、サービス事業者、民間団体及び関係機関がそれぞれ役割を分担し、連携しながら自立を支援していく必要があると考えております。

施設整備については、特別養護老人ホーム緑の苑が平成22年4月に社会福祉法人恵和福祉会へ経営移譲され、施設の老朽化及び待機者対策として、現在の84床から16床増床し100床とする新型特養を平成24年4月にオープンすることとなっております。

第4期計画が平成23年度で終了し、第5期計画が平成24年度から平成26年度の3カ年計画としてスタートします。御質問の計画の策定及び新たな施設などの計画については、保健福祉分野の基本計画である美幌町地域福祉計画（平成22年3月策定）の福祉の理念を共有し、厚生労働省の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針、北海道の第5期高齢者保険福祉計画・介護保険事業支援計画作成指針、介護保険法改正などの状況等に基づき、第4期介護保険事業計画での介護保険給付に要する

費用の動向や保健福祉施策の進捗状況などを検証し、さらに高齢者の実態把握のアンケートなどを実施し、地域ニーズや課題の把握を踏まえた計画の作成を、策定委員会を設置して、今後の高齢者保健福祉事業及び介護福祉サービスの充実に向けたものとなるように策定してまいりたいと考えております。

マンパワーの育成につきましても大変大事なことであり、具体的な対応につきましても、今後予想される老人福祉施設の整備等もあることから、関係機関等と打ち合わせを行い、育成について最大限努力してまいりたいと考えております。

また、介護職場がやりがいがあり、魅力のある仕事にするために、介護現場の処遇改善も大切なことから、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○6番（宗像密琇君） 町長の答弁は十分理解できます。しかしながら、さらに質問をさせていただきたいと思っております。

私は、難しいことを聞こうとは思っていません。それは、私もこの4年間、外野席におりまして、町の役場の中にたまに用事があって、税金の支払い等々用事があって役場を覗いて、または役場にお世話になりながら来たわけですが、どうも窓口の対応がうまくいっていないのかなど。これは当然のことで、現実には、普通の一般商店にしても、民間企業にしても、新入社員が一人前になるためには5年、10年とかかるわけで、そう一長一短に窓口の業務がスムーズにいけるとは思いません。

しかしながら、もしそうであるならば、方法を変えるなり、また、正面玄関から入ってきた場合にどういようにお客さんを受けたいのか、また、お客さんと思ってきているのかどうなのか。そういうことも含めて、一般的に役所の人と思っただけでもなか

なか思うように物もしゃべれない方もいっぱいいらっしゃると思いますし、本当に初歩的なことしか伺っていないのです。どこの窓口へ行ったらいいのか。簡単に言えば、あっちですとかこっちですとかではなくて、こちらになりますとかあちらになります、手がすいている者があれば御案内いたします、手がふさがっている者がいれば、隣近所に仲間がいれば、この方を何番まで御案内してあげてとか、こういう優しいことが私は一番大事なことはないかなと思っております。

ですから、たくさんのお金をかけて研修すればいいというものでもない。やはり、人間として基本的なこと、それから一般商店、コンビニ、デパート、どのところへ行ってもお客さんをどう接待したらいいのか、どうお迎えしたらいいのかということで一生懸命研修しているようです。そういうことから考えた場合、この2万人の人口を抱える我が町の窓口として、どの方の御相談にも受けなければならない。かといって、新しい方たちはなかなかわからない、人事異動したらなおわからない。それをいかに解消していくかというのが町長の役目ではないかなと思うのです。

それで、伺ってまいりますいろいろな研修をされて、聞くところによりますと100万円ほどかけて、また、今回この答弁書にもありますように、またさらにお金をふやして、また100万円ほどかけて約200万円ぐらいにするのでしょうか。そうではなくて、人事はどうあるべきかということをもうちよつと基本的に考えて、新しい方々には常に異動していただいて、どこの部ではどういう仕事をしているのか、こういうことをつぶさに見ながら、その場を担当している者のレポートを提出させる。行政の運営に対してどういうことを考えているのか、町に勤めてあなたはどういうことを考えているのか、住民のいろいろな相談事に自分はどうしていきたいのか。もし、私が町長だったらこうしたいとか、そういうアンケート、またはレポートをしっかり折に触れて提出させるとか、これ

は私一人の考えですけれども、そういう方法はお金のかからない方法として、これは勉強できるのではないかと。

基本的な大事なことは、それは自治大学に行ったり、立派な方の講演を受けたりということも大事なことでしょう。しかし、町民が望んでいることは、優しく接してほしい、優しく教えてほしい、この書類はどうやって書いたらいいかわからない、手を取り足をとって教えてほしい、こういうのが単純な悩みではないかなと思うのです。そういうことに受け答えできるような職員になっていただきたいというのが町の声であります。その辺に対して、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、御質問あったように考え方を示されましたけれども、私も基本的には全く同じことで、日ごろ職員に言っていることは、やはり職員は自信と誇りと勇気を持って住民の皆さんと向かい合ってほしいと。私自身、町民の皆さんに訴えてきたことは、この町にスタンスを置いて町民の皆さんと向かい合うことからまちづくりは始まるのだと。職員も、サポーター制度を含めて、机に座って後ろのほうにいて町民の方に来ていただく、そのことを待っていてはだめだということの日ごろから言っております。

また、新しくこの美幌町役場に勤めた方は、多分、ほかの民間企業と違うところは、宣誓書というものを提出させております。それは何かというと、全体の奉仕者という意識、この中で誠実かつ公正に執務を執行するという約束事をして、この町の職員として仕事をしているということでもあります。

圧倒的多数の職員は、それは勤勉にやっただけだと、私はそのように思っております。ただ、一部できない職員が、全体ができないというようなとらえ方をされることは、まことにつらい思いでありますけれども、議員おっしゃるとおり、役場に町民の方が来られるのは、やはり何か困っている、相談事がある、どうしたらいいかわからないと

いう、そういうことで足を運んでいただけるということだと思います。そのことで町民の皆さんにぞんざいな扱いをするということは、まことに許されないことだと私も思っております。

特に今回は自治基本条例もできました。これは職員にもう一回読み返してほしいのは、この町の自治は、主人公はやはり住民の皆さんであるということを高々とうたっているわけでありまして。また、分権社会に向かっていくという中で、町民の皆さんと手を組まないとかまちづくりができないと、行政だけでできるのかと。多分、恐らく難しい時代に入ってくると思います。そこで、やはり住民の皆さんとしっかり向かい合って、住民の皆さんの力をかりてまちづくりをしなければいけないという中に御指摘のようなことがあると、私も日ごろ言っていることですのでまことにつらい思いがあるのですけれども、まだまだできていない部分あると思います。

今後においても、ぜひともそういうことを職員に理解していただくように、理解していただくというよりは理解するように、そして、具体的な形で町民の皆さんの前にあらわしていくということが極めて重要だと思いますので、そういうことに引き続き取り組んでいきたいと、そういうふうに思いますし、また、人事については、やはり適材適所ということもありますし、将来、美幌町を担っていただく、そういうことも含めて、やはり適材適所を含めて、将来をどう担っていただけるかということも含めて、人事を今後も進めていきたいと思っております。

あと、お金をかけて研修するという話ですけれども、ただ研修に行き終わっただけであれば、それはもう無駄なお金だと思います。今は、自治大学だとかいろいろなところに行き勉強してきているわけですけれども、それを職場に返そうということで、研修を受けた職員が職員向けにいろいろ働きかけをするとか、そういうこともやっておりますので、その辺は御理解をいただきたいなど、そ

んなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 全くそのとおりだと思います。

松下幸之助も言われているように、社長の言うことが末端まで通じれば、この企業は成功に導かれるということをおっしゃっているように、今、町長の言われたようなことが末端の職員まできちんと伝わるように、今後とも指導していただきたいと思います。

これは、職員の職務といっても難しいことは書いていませんよね。住民の視点に立ちなさいと、信頼関係を構築しなさいと、自分たちの能力の向上は自分たちで一生懸命勉強して向上を図りなさいと。そして機構の改革、この中にもありますように、互いに横断的な連携を密にしてお互いに助け合っていく方向は住民に対する住民福祉ですと、こういう簡単な四つの大きな柱だと思うのです。そこで、そういうものも含めてどうかひとつ。町民の中にもいっぱいいらっしゃるのですよ、役場の方に大変お世話になって本当にありがたいことだと。でも、これが一つの束になっていくと、もっともっと役場の力というのは、先ほども答弁の中にありましたように、少数のもので大きな効果を発揮する、これに連動していくのではないかなと、このように思いますので、私も議員として一生懸命また勉強していかなければならないと思いますけれども、お互いに協力しながらいいまちづくりに邁進してまいりたいものと思っております。

それでは、二つ目の介護福祉の充実についてでございますが……。

○議長（古舘繁夫君） 議員、答弁はよろしいですか。

○10番（宗像密琇君） よろしいです。

先ほど申し上げましたように、待てないというつらさ、きょうは仕事に行かなければならないのだけれども、どうもじいちゃんばあ

ちゃんの調子が悪い、何とかしたいなと思っても、だれも助けてくれない。ショートの場合は、前もって頼んでおかなかつたらなかなか受けてくれない、こんなつらさもアンケートの中に書いてありました。また、子供が急に熱を出したとか、子供は何とか学校に連れていかなければならない。でも、じいちゃんばあちゃんの世話もしなければならぬ。これは待てないのです。

今回の震災のことを表に出すわけではありませんけれども、何もなくなったところでは、これもまた大変なことなのです。我が町は災害の少ないところへ持ってきて、本当に住みやすい素晴らしい町です。しかしながら、待てないということは全国どこへ行っても、世界じゅうへ行っても同じなのです。そうすると、やはり決まった予算の中で何から優先順位を決めていったらいいのかというのが、私はこれは町長の重大な役目だと思うのです。

何とかこれを最優先課題として取り組んでいただきたいと思いますと思うのですが、こればかりというわけにはいかないのです、そこそこいろいろなところに予算をつけているわけですが、しかし、先ほど申しましたように、今回の東北の震災など、我々も身につまされて、もう一度、我が町を見直してみ、わがまは少しよそうと、我慢できるところはちょっと我慢しよう。そして、我慢できない、待てないことを先にやっただこうと、このように私は思います。何とかこの福祉計画を成功させて、美幌へ行ったら最後の最後まで生きていてよかったなど、本当に美幌っていい町だなど、こう言われるようなまちづくりが私は大事かなと思うのです。

確かに、商業も農業も工業も大事です。でも、観光のない我が町にとっては、今ざっと調べてみても、私の想像のつかないぐらい、あのときこんなことになるのかなと思うくらい介護関係の施設のふえたこと。私も、数えてみてびっくりしたのですよね。指を折っても、五つか六つかなと思ったのですけれど

も、これに関係しているところが約20カ所。この中で、今、介護をされている方、それから介護福祉士、ケアマネージャーなどと、これに関係している方が、今その20施設の中でどれだけ充足されているかというところ、やや90%ぐらいは充足されているかなと。

しかしながら、町長は先ほど答弁の中で言われたように、これから緑の苑が民営化になりまして、今度、部屋の数がふえる、それから個室がふえる。こうなると、今まで3人に1人、面倒を見ていたヘルパーさん、それから介護福祉士の方々は、まだまだこれは大変な仕事になってくるわけです。その辺のことは、この福祉計画の中に盛り込まれていないのです。私が見逃したのかもしれないですけども、その辺町長、どのようにお考えかお示してください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 答弁は要らないという話でありましたけれども、人材育成の関係で、多分、今、執務をとりながら職員この話、やりとりを聞いていると思います。そういった意味で、個々の職員が能力をアップして町民の皆さんの気持ちに寄り添っていく。そして、それを束ねている主幹職、あるいは部長職、これらが全体をうまく動かしていく。個々の職員もよくなる、そして全体としてよくなるということを何とか目指していきたいなと思っておりますので、今、290名ぐらいの職員がおりますけれども、本当に職員一人一人がそういう気持ちになって、町民の皆さんのためにという初心に戻って、やはりもう一度気持ちを、あるいは気持ちの持ちようをやっていただきたいと。私も、今後もそのことをしっかりと職員には指示をしながら、そういう対応ができるように何とかしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、福祉、介護の関係でありますけれども、実は私も今回改選期に当たりまして、五つの基本的な目標を掲げさせていただきました。そのうちの 하나가、健康づくりと

介護福祉の充実を図ろうということと、二つ目には医療の充実を図りたいということで、町民の皆さんに訴えをさせていただきました。

まだまだ福祉施設が足りないと言われてれば足りないと思いますけれども、私どもの町、冷静に見て、やはり民間の皆さんの力をかりて、施設的にはかなり質、それから量ともに充実してきているというのは、私はそのように判断しておりますし、町民の皆さんは、いろいろな施設だとかそういうところのサービスを、質量ともだんだん整ってきた中で選択幅が非常に広がってきたのではないかなと。これはほかの町と比べてどうこうではなくて、幅広い、そして厚みのある福祉施設になってきているのではないかなと、そんなふうに思っております。これは何も行政がすべてやってきたことではなくて、民間の皆さんの力をかりながらここまで来たということでありまして、また、町民の皆さんの理解もいただいているものだと、そんなふうに思っております。

施設サービスが多くなるということは、介護保険にはね返るということでありますけれども、このことも町民の皆さんは、多少、500円上がることで施設が充実されるということであれば御理解いただけるのではないかなと、そんなふうに思っているところであります。そうした中、施設がふえてくると、そこに携わる介護職員の方、いわゆるマンパワーが不足しているというのも事実でありますし、私ども聞き取り調査をした中では、事業所20カ所調査をしたところ、12カ所不足しているというお話も聞きました。

私どもも、介護職員を養成している北見の教育施設にも行って、何とか美幌の施設に来ていただきたいということも言っておりますし、高等学校では置戸が福祉学科を持っておりますので、そちらのほうにも行ってお願いをするというようなこともやっております。

ただ、根本的なところは、やはり介護する方は体力を使いながら、介護をされる方をど

う手助けするかも気を使ってやっているということで、かなりハードなことでありますので、国も一時、介護職員に対する処遇、待遇をよくしようということでやっておりますけれども、これは介護サービスの報酬に当たる部分なので、ぜひとも国もそういうことを引き続き充実するために、そういう政策をぜひとっていただくように、私のほうからも機会があれば声を上げていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 先ほど私が申し上げたことが気になったので、質問させていただいております。

確かに、計画もおくれてきたがために前が詰まってきたと、これは否めないと思うのです。でも、これは今、町長の言われるとおり、民間の活力はすごい勢いで、確かに町のやることとはるかに違うなど、私も見させていただいております。

どちらがベターなのかということは、それは比較にならないわけで、行政がやる場合は行政の利点もありますし、民間でやる場合は民間の利点がありますけれども、本当に皆さん一生懸命やっております。

今、町長の言われたことで、後ほどお尋ねしようと思っていたのですが、本当に大変な仕事なのですね。ところが、時給といえば、ヘルパー2級で最低なのです。700円いかないのです。まして、この2級ヘルパーを取るのには約10万円ぐらいかかるのです。9万七、八千円と言っています。しかし、それに北見までの交通費等々を合わせて、それから時間を割いて行く、大変な作業の中で受けられるのですが、どうもいまいち就職に飛び込んでいけない。これは、やはり所得の低さなのです。これを何とか、このきつい仕事に見合っただけの報酬を考えていただきたい。

今、町長、国という話が出ましたけれども、この福祉計画をつくるに当たっては、これをつくらなかったらなかなか国の支援を得

られないという土台づくりをやっているわけで、しかし、これは100%かなえられるとは言いきれないわけで、国は財政難の折にもう少し辛抱してもらいたいなんていう話があれば、町長として何かお考えがあれば示していただきたいと思いますが。支援策として。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 支援策もなかなか難しいのですが、待遇改善の前に介護職員になる方の養成をどうするかという問題でありますけれども、今、北見というお話がありました、時間もお金もかかるというようなことで。以前、厚生企業組合だったですか、ヘルパー養成をやっていた時期もありました。

それで、今、この美幌町で何とかできないかというようなことで、一部、職業訓練校みたいなものも美幌にあるので、そういうところでメニューとしてどうかというようなお話もさせていただいているので、できればこの町で養成できれば一番いいと思いますけれども、それは最初の2級ヘルパーぐらいまでしかなかなかできないと思いますので、介護福祉士になるとまた違う機関につなげるようなこともしながら、やはりマンパワーを育成していかなければいけないと思っております。

介護職員の方の処遇をどうするかということでありますけれども、これはあくまでも介護サービスを提供して、介護報酬の中で決められることですので、我々が手出ししなかなかできない部分があると思いますけれども、何らかの形で、今、養成を含めて手だてできれば、そういう道もあるのかなと思いますけれども、直接的に町が報酬に対して何かをするというのはなかなか難しい話だと思いますので、一義的にはやはり国の制度の問題でありますので、そういうところに訴えをしながら養成もしっかり、この町でできるようなことを何とか考えていきたいと。

いずれにしろ、いろいろな仕事を行政としてはやらなければいけないということであり

ます。最初に議員おっしゃったように、いろいろな事業を重点化、あるいは集中化、そして選択化して、時代に合うようなところにお金をかけていく。その大きなものは、やはり高齢者の皆さんがこの町でどうやって、手助けが必要な人に手を差し伸べられるか、健康な方は健康でずっといていただけるかというところを、やはり我々、重点集中選択して施策を展開していかなければいけないと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） そこで、マンパワー育成の件であります。町長も美幌町で何とかできないかというような話もありましたけれども、私もそうするべきかなと思っております。そういうところで協力してくれるところがあればいいかなと思っております。

また、伺っているところによりますと、各事業所あたりも、もう足りなくなる寸前で、今、充足しているけれども、もう目の前に足りないのだということで、何とか支援は考えますということも言われております。というのは、簡単に言いますと、約10万円ぐらいかかるものを町で何ぼか補助して、また、事業所も働きながらやっていただけるのであれば、その分の補助もしましようというような話も伺っております。そういうふうに事業所と町が力を合わせてマンパワーの育成に前向きに進めば、それこそ10万円もかからないで、2万円か3万円が取れるようになれば、積極的にそこで働いてみようかなと思う方もあらわれるでしょうし、今回、美幌高校も統合されて、今後の就職ということも中に含めて、美幌町で研修できるようなところがあれば、積極的にアプローチしたら、子供たちの中にも、私は将来そういう仕事についてみたいなというものが出てくるようにも思いますので、そういう見地からも大変重要なことだと思いますので、ぜひその方向で進めていただきたいと、このように思いますが。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは最初の人材育成ともちょっと絡むと思いますが、何も踏み出さないで、何もしないということではなくて、職員としては私を先頭にそうだと思うのですが、いろいろな発想だとか工夫をして、どうできるかというところをまずやってみるということが極めて重要だと私は思っております。その発想だとか工夫がどうできるかという職員の能力アップが、最初に言われたいろいろなところで研修させるというようなことだと思いますので、できないなんていうことは最初に頭をよぎるようでは、多分これは住民の皆さんの期待に全くこたえられないと、そんなふうに思っておりますので、多少失敗することもあるかもしれませんが、前向きに努力した結果の失敗ではなくて、前向きに住民の皆さんが何を求めているのか、そのことで住民の皆さんに喜んでいただけること、そういうことをしっかりできるような職員を育てていきたいし、特にこれから、今、高齢化率が30%を切っておりますけれども、多分これから先、3人、2人、1人ということで、最終的には肩車型になるというのがはっきり見えてきているわけですから、人口構成自体がもうワイングラスみたいな形になっておりますので、そういうことを頭の中に入れて、これからのまちづくりはどういうところに視点を当てていかなければいけないかということは、やはり高齢化、少子化、人口減少化、このことをしっかり頭に描いて、いろいろな発想、工夫をしていかなければ住民の皆さんの期待にこたえられないと思っておりますので、そういう発想で養成であるとかそういうことについても、ほかの部門についてもしっかりとできるようなことをしていきたいと、そんなふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○6番（宗像密琇君） 町長、私の原稿を見られているのかなと思うぐらいに上手に答えていただけているのですけれども、やはり人材育成、これが雇用促進につながって、また

我が町の発展にもつながってくると、私はそう確信しているのです。ぜひそのような方向で進めていただきたい。

先ほども申しましたけれども、この福祉計画、この中に、高齢者の方々のアンケート、これがびっちり載っているのです。これをぜひ職員の皆様方に読んでいただきたい、全員に読んでいただきたい。今、町民は何を考えているか、何を欲しているのかというのが全部これに載っているのです。第3期と第4期をあわせて、このアンケートの中に、確かにわがままもいっぱい入っています。でも、この中をぐっと凝縮した場合に、町民の皆さんは何を今欲しがっているのか、これがエキスになって入っていますので、ぜひこれを職員の皆様方に読んでいただきたい。特に、民生部のグループの方々にはこれをぜひとも読んでもらいたい。そうすると、必ず連携というものが生まれてきて、お互いに福祉に対する気持ちがわいてくるのではないかなと、このように思います。

普通にさらっと見ただけでは、これはただアンケート調査を、ワープロを打つ人、印刷する人、これを部長、主幹に届ける人、下の人がつくただけというのでは、これは何もならないわけで、そうしているとは言っていない。ぜひこれに目を通していただいて勉強していただいたら、みずから、私たちはこれから何をしなければいけないのだということが見えてくるのではないかなと思います。

いろいろお尋ねしてまいりましたが、最後に一つだけ。きのうも坂田議員のほうから大目玉を食らったような話もありましたけれども、施設にはいろいろな方が入所されております。そこで介護をなさっている方々は大変な仕事をされているわけです。この人たちのケアをどうするのか、何とかこの人たちの心をケアしてあげたい、何かいい方法はないかなと今模索しているのですが、私が旭川の療育園へ行ったときに、あそこは重度心身障がい児を抱えて、素晴らしい施設を見学させてもらいました。

この中の介護をなさっている方々の休憩室、これを見学させていただきました。こっちから向こうまでやっと思えるかなというぐらいの広い休憩室です。そこに、ソファの上に乗かき布団をずっと敷き詰めて、こたつも用意して、隣の人の声が聞こえないぐらいの間隔でゆっくり休める場所がある。それを見たときに、そこの理事長さんは、こうやって心を落ちつかせたりストレスを解消させるためにいろいろ考えておられますと言われておりました。すばらしいことを考えているなと感心したものであります。

そうとは言えなくても、何らかの形で各施設、それから民間のところもいろいろな努力をしていると思いますけれども、何か別な形で心のケアができればいいかなとも思っていますけれども、何かお考えがあれば。なければ、またこれから考えるということであれば、お答えいただければありがたいと思いますが。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） アンケートのお話がありました。これはきのうもちょっと話題になりましたけれども、公営住宅の中でもアンケート調査をとって、いろいろな意見をいただいております。本当に心の叫びみたいのところも随分書かれておりますけれども、アンケートも重要でありますし、やはり我々は町民の皆さんと向かい合って、生の声をしっかりと受けとめるということが極めて重要ではないかなと。空気も読めますし、いろいろな意味で向かい合うといろいろなことがよくわかるのではないかなと思います。アンケートもそうですし、生の声も積極的に、職員も私を先頭に住民の皆さんと向かい合うようなことを今後もしていきたいと思っております。

それから、介護に当たっておられる職員の方、この方々は物すごい、我々どころではない高い志を持って、目的意識もはっきり持ってその職についておられると思います。そういう意味では、我々は本当に気持ちから、利

用した方々を含めて我々も本当にありがたいという思いを伝えることがモチベーションを保てるのではないかなというような思いをしております。

処遇、待遇の問題ももちろんあると思いますが、素直にありがとうとか助かりましたという言葉かけることが、そういった大変な仕事をされている方にとっては心に響くことではないかなと思っております。

いずれにしろ、きのう話題になった公営住宅もそうですし、冬の除雪の問題もそうですし、我々高齢化に向かってやるのがたくさんあります。だから、そういうことを何もかも、あれもこれもではなくて、これとこれだけはしっかり何年以内にやるとかということを目標を立てなければ、全部をやるということは不可能だと思いますので、そういう視点で今後も取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） 行財政改革が始まって久しいわけですがけれども、議員も減らし、町の職員も減らし、一生懸命走ってきていますけれども、まだまだやれることはいっぱいあると思いますけれども、私も一生懸命努力してまいりたいと思いますので、ひとつまた町のほうとも協力をしながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともまたよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、10番宗像密琇さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告してあります2点2項目について質問させていただきます。

1点目、峠の湯についてです。峠の湯への交通の確保について質問させていただきます。

急速な高齢化は全体の人口を減少させていますが、高齢者数は増加しており、高齢によりみずから運転免許証を返上するなど、移動制約者、交通弱者の増加をもたらし、買い物難民などの言葉も使われています。町内では、峠の湯に行きたくても交通手段がないので行けないという声を聞きます。

峠の湯は、平成8年の開業以来、町内施設の中では1日の利用者数が最も多い施設ではないかと考えます。温泉の持つ健康づくりに対する効果も大きなものがあり、一人でも多くの方に利用していただくためにも、市街地から峠の湯までの交通手段を検討すべきではないかと考えます。

過去に、市街地から峠の湯までバスの試験運行をした経過があり、利用者数は少数であったとのことですが、その結果も踏まえてお考えをお聞かせください。

2点目、福祉行政についてです。その中の公共施設に赤ちゃんの駅の取り組みを。

今、町なかに赤ちゃんの駅を設ける自治体がふえているとのこと。赤ちゃんを連れての外出時の突然のおむつ交換や授乳場所が見つからない、ミルク用のお湯がないなどの悩みを解決しようという子育て支援策の一つとして、公共施設を提供している自治体の取り組みが広まっているとのこと。町内の方や町外者、旅行中の方でも利用していただくために、赤ちゃんの駅の旗を上げ、広く利用を呼びかける取り組みです。

美幌は子育て支援、特に赤ちゃんのための事業として、妊婦さんへの安心のために、妊婦エントリーネット119の取り組みがなされています。また、誕生した赤ちゃんのためには、絵本を贈るブックスタート事業、おむつを捨てるための有料ごみ袋をプレゼントす

るエントリーサポート120事業の取り組みがなされ、赤ちゃんの誕生を町全体で見守り喜びとするような事業をされています。

全国的に長期化している少子化には大きな解決策はなく、町内の人口減少も歯どめがかからない現状ですが、公共施設に赤ちゃんの駅の旗を掲げることで、子育てを社会全体で見守り応援する町としてのメッセージにもなると考えますので、お考えをお聞かせください。

以上、2点質問させていただきます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、峠の湯についてであります。

峠の湯への交通の確保についてであります。峠の湯の開設に伴い、平成8年より阿寒バスが、美幌駅前から峠の湯までの区間について1日3便の運行を行ってきましたが、峠の湯線の利用者の減少や運行による不採算の問題などにより、平成21年3月で運行休止となっております。

御質問の市街地から峠の湯までの交通手段を検討すべきではないかとのことですが、町では平成20年度より国土交通省の補助を受け、市内循環バスなどの実証運行に取り組んでおり、温泉施設の峠の湯などへの交通アクセスについて検討し、平成21年10月1日から10月31日までの1カ月間、美幌駅から峠の湯までの区間について、通常の高梅線に2便を増便し、1日4往復の実証運行を行ったところであります。

その結果、1カ月における利用者は24人となったところであり、峠の湯を利用する多くの方は自家用車での利用となっていることから、峠の湯までのバス運行効率からいって難しい状況であると判断しているところでありますので、御理解願いたいと思います。

次に、福祉行政について、公共施設に赤ちゃんの駅の取り組みをについてであります。赤ちゃんの駅設置事業は、東京都板橋区が平成18年に開始し広がりを見せている子

育て支援事業で、乳幼児を抱える保護者が外出時に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換などができる施設を赤ちゃんの駅として自治体に登録し、その存在を広く周知するとともに、設置を促すことにより、安心して外出を楽しめる環境づくりを推進し、さらには、社会全体で子育てを支援する意識を醸成することを目的としております。

美幌町では少子化の流れを緩和し、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、平成16年3月に、平成16年度から21年度を計画期間とした美幌町次世代育成支援行動計画前期計画を策定し、子供と親と地域が育つ子育てが楽しいまちづくりに取り組んでまいりました。

この計画に基づき、妊婦エントリーネット119、ブックスタート、エンゼルサポート120のほか、平成18年度から第二子以上の出産を控える方が妊婦健診を受ける際、養育しているお子さんを保育する妊婦健診時一時預かり事業、平成22年度からは町内に出産施設がないことにより、妊婦家庭にかかる負担を軽減するため、町外の医療機関において妊婦健診を受けた場合、町が交通費を負担するプレママサポート14及び平成16年度から町立国保病院産婦人科が休診になったことに伴い、有償ボランティアとして、乳児を持つ母親の母乳相談などに取り組んでいる母乳育児相談室「ピア」に公共施設を無償貸与するなど、町民等の御意見、御要望を踏まえ、多様な子育て支援を実施しております。

その結果、美幌町の出生数は昭和60年から減少が続いておりましたが、平成21年153人、22年186人と前年比33人の増加となり、1人の女性が一生の間に生む子供の数の指標とされる合計特殊出生率は、平成21年において全国で1.34人、全道では1.19人、美幌町は1.43人と全道、全国よりも高い数値になっており、さらに22年は、全国は1.39人、全道では1.21人、美幌町は1.79と増加傾向にあります。

今後においても、平成22年度から26年

度までを計画期間とする美幌町次世代育成支援行動計画後期計画に基づき、子育て支援を町の重要課題と位置づけ、積極的に取り組んでまいります。

御質問の公共施設におけるおむつ交換などができる施設は、しゃきっとプラザ、コミュニティセンター、国保病院、図書館、博物館にあり、このほか民間施設では、大型スーパーなどにも設置されておりますが、赤ちゃんの駅設置事業については、現在、北海道においても検討されている状況を踏まえ、利用者の意向や生活実態などに基づき検討してまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、御答弁いただきましたので、峠の湯の交通のほうから再質問を行っていきたく思います。

高齢化によって体に自信がなくなったりして、私の周りにも、免許はあっても車に乗らなくなった方が何人もいます。それでも家にだれかが運転をする方がいて、その方々が乗せていってくれるというふうになれば、それは本当にいいのですけれども、例えば独居の方、自家用車を持たない方への対応というのが、きのうからいろいろ聞いていましたら、これからの住民の足の確保というのは本当に重要な問題だなというふうに聞いています。先ほどの優先順位ではないのですけれども、本当に地域で生きていくためには大切なことの部分になるのではないかなと思っております。

優先順位ということで、温泉に行くということがどれほどの優先順位かということもあるかもしれませんが、町長が会長で立ち上げている地域公共交通活性化協議会、この五つある基本的な方針の中の1点目として、ここに、お年寄りに優しく平等で持続可能な郊外公共交通体系の構築という項目があります。また、2点目としまして、身近にス

ポーツ、レクリエーションを楽しむことができる新たな公共交通の確保とあります。私は、高齢者にとって、高齢者とは限らないのですけれども、温泉を楽しむということが大きなレクリエーションの一つであり、楽しみであるというふうに考えています。答弁の中で、現状は自家用車の方がほとんどなことなのですけれども、市街地から離れているために車の人しか行けないというのが、私は現状ではないかなというふうにとらえています。

それで、答弁の中で、平成21年10月1日から1カ月間、美幌駅から峠の湯まで通常の古梅線に2便を増設して、1日4往復の実証運行を行った結果は、利用者が24人であったとのことなのですけれども、この実証実験の中で、私もそれは見せていただきましたけれども、これは1カ月なのですけれども、時間帯はどうだったのか。それは利用しやすい時間帯だったのか。それから、美幌駅から古梅までの基本路線、ちょっと変わったところはありましたけれども、基本路線のみに魅力がなかったのか、住宅街を走ることではないということです。それと、周知はどうだったのかというふうに考えますので、まずこの点を2回目の質問とさせていただきます。お聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 時間帯等については、後ほど担当のほうから説明させていただきますけれども、岡本議員おっしゃったように、やはりすべてのところに行ければこれにこしたことはないと思えますけれども、そんな中でいろいろな実証を重ねたり、試験的に走らせて、その中で選択をし、そしてほかのところでもより多くの方が必要性を求めているときに重点化していくと。最大公約数とまではいきませんが、やはり我々の仕事としては公約数を求めていかざるを得ないことでありますので、決して実証も何もしていないでいかないということではなくて、いろいろなことをしながら判断をさせていただ

たということであります。

○議長（古舘繁夫君） 住民活動主幹。

○住民活動主幹（丸山俊夫君） ただいまの御質問でございますが、まず、時間帯につきましては、1日4往復、合計で1カ月間の実証運行の中で48便運行しておりますけれども、4往復の中で利用された方につきましては、3便目の美幌駅14時28分発の峠の湯14時48分着、それと峠の湯15時40分発の美幌駅到着15時59分の乗車を利用している、こういう状況でございます。

それと、周知につきましては、町の広報、あるいはホームページ、それと公共交通のパンフレット、あるいは地域、関係自治会等の説明会を実施しまして周知を図っております。

それと、路線の関係でございますけれども、峠の湯行き路線につきましては、美幌駅から出発しまして新町1丁目、ずっと国道を上がりまして北2丁目、青山へ行きまして美園団地入り口、基線、それと基線の1号、2号、3号、4号線を通りまして峠の湯の路線ということでございます。路線につきましては、国道を通るような形で路線の設定をしているということでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 時間帯です、これは私も見たのですけれども、自分でぱっと見ても2時28分発駅前、これが一番現実的だろうなというふうに思いました。それに乗って行って、着いて、それでおふろに何時間ぐらい入って帰りの便はということになると、15時48分、これが現実的な、行って帰ってくる滞在時間とかを考えた中では、この辺ぐらいだなというふうに自分でも押さえておりました。実証運行で、先ほど町長の答弁にありましたように、すべてのところに手が届くということにはならないかもしれませんが、この実証運行でさえも人が一日生活して、おふろに行きたくなるような時

間、そして暗くなる前にちゃんと帰ってくる、女の人だったら御飯仕度の前に帰ってくるとか、そういうこともいろいろ考えた中の実証実験だったのかなというふうに私は、それと過去に通っていた便が、いろいろ御苦労されてやっていることとは思いますが、どれほどおふろへ行くということに対して現実的なものであったのかなというふうに私はとらえております。

今、ワンコインバスが町の中を走っていて、これも当初、本当に乗る人が少なくて、私も町の中にいますので、必ず何人乗ってくれているかなというふうにはぱっと数えるくせがついているのですけれども、当初本当に乗っていなかったのですけれども、このごろそういう交通に不便を感じている方が多くなったのか、それともやはり周知ですね、長年取り組んでいることによって周知が徹底されているということで、利用度が上がっているというふうに思っています。

路線などは、駅前から国道を通って峠の湯までなのですけれども、きのうのワンコインバス、こっちにも来てください、あっちにも来てくださいということで、先ほど町長が答弁なさったように、本当に自分の家の前に来れば一番いいのですけれども、なかなかそうはいかない。でも、町の中を縦に1本上がってきて峠の湯に行くよりも、何便かあって、その中でワンコインバスのように、ある程度の路線がもっと細分化されれば、もっと利用度が多くなるのではないかなというふうに思っていますし、おふろに行くということは、大体幾らぐらいの交通費を使うのかとか、そういう現実的なこともこれから考えていかなければならないなというふうに思っています。

峠の湯びほろは、漢方のお湯、これはどこでも今やっているところはありません。お湯が高くつくということで、漢方の湯はなかなかあちこちに見えなくなりました。そして、障がい者専用の浴室もあります。また、周辺にパークゴルフ場もあります。何といっても

年間10万人の方が利用しているという施設です。高齢者を初め、町民の健康づくりと触れ合いという交流の施設であるというふうに私は位置づけています。

そしてことしは、懸念されるところは、7月、8月、改修工事が入って長期休業することになっております。年間10万人以上の入浴者数を今まで維持してきましたけれども、私はことし、7月、8月ですね、本当に入浴という、温泉施設としては最も稼ぎどきというのですか、そういうときに休業するということは、入浴者数減に大きく影響が出るのではないかなというふうに考えています。

峠の湯は指定管理者制度をとっていますけれども、これからの運営状況なども懸念される場所なのです。この辺についても関係しますので、町長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） きのうも公共交通をどうするのだという話がありました。実証してということですので、何回も繰り返しになりますけれども、やはり全部回れば一番いいと思います。ワンコインもいろいろな要望があります。団地に行っていないところもあります。それはきのうも話しましたように、約50分間で回していかなければいけないというようなこともありまして、いろいろな細かいところの路線に入っていけば一番いいのでしょうけれども、冬の対応だとか除雪の対応で、バスが大型で細かく回れないとかいろいろな制約があって今の形になっております。

何よりも、やはり地域の方々が、周辺も含めてですけれども10万人ほど今来ていただいています。圧倒的に多いのは、バスが走っていないから車になっているのか、車で行くからバスが少ないのか、ちょっとその辺はわかりませんが、いずれにしろ実証しながら、今、町では町営バスだとか福祉バス、スクールバス、あるいは近隣の市町村を結ぶ路線バスも走らせております。きのうもお話

しさせていただいたように、全体で5,000万円ほど毎年バスにかけているということでもあります。そういった意味で、やはり選択と集中、重点化というのは極めて重要だと思いますので、その辺、町民の皆さんで、御理解いただけるところは相乗りも含めてやっていただいて、本当に福祉というところの視点で物を言うと、もうちょっとやることがほかにもありますので、そういうところに集中的にまずはお金をかけていきたいと、そんな思いであります。

10万人というと、多分、道内の公営温泉の中では、宿泊施設の伴わない公営温泉の中ではトップクラスだと思います。これは本当に、今、指定管理者でやっていただいている方の御努力が、物すごい努力をしていただいているという結果だと思いますし、あそこの峠の湯自体は単に温泉だということではなくて、議員おっしゃるように交流の場であるということでもありますから、バス以外のことでもしっかりできることはやりたいし、長くもたせたいと、そんな思いであります。

それで今回、改修も屋根の部分、ああいいう形の屋根なものですから、どうしても屋根中心に湯気が上がって不都合が出てくるということでもありますから、10万人の方が引き続き利用していただけるように、また多くの方に利用していただけるように、施設の改修等についても意を払っていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 10万人は来ているけれども、今の町長の答弁ですと、なるべく福祉、優先順位ということもありますけれども、望みが少ないのかなというふうに聞いていましたけれども、相乗りといっても本当に難しいことがあります。そして、峠の湯の健全経営ということも中には入ってくるのではないのかなというふうに思っています。

これは地域交通、きのうから5,000万円出しているという話がありますけれども、

本当にこれから大変なことだろうと思いますが、けれども、庁舎内でもここに関する事は、総務、民生部、経済部、住民活動グループというふうに部とかグループを超えて、町民が一人でも多く峠の湯に行けるような方法をこれから考えていただきたいというふうに思っています。

先ほど町長がおっしゃいましたように、宿泊もないのにこれだけたくさんの方に来ていただいているということは、これはやはり町に温泉をというふうに、町民の大きな夢をかけて、そしてそれが実現した形だというふうに思っています。これから一人でも多くの方が楽しめるということも非常に大きなことではないかなというふうに思っていますので、ぜひ交通ということを今後も模索していただきたいと思っています。

この問題で最後にもう一度、町長の答弁をお聞きしたいと思いますし、もし、峠の湯を管轄する経済部として何か見解があればお聞きしたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 峠の湯につきましては、本当に10万人を超える方が利用いただいていると。そういった中で、岡本議員が非常にそれを重視いただいて、PRをいただくという形では本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

その中で、どうしてもことし改修をせざるを得ない、そういう意味では大震災のこともありまして、春先すぐに改修をしたくて、一番いいとき、ですから夏場の多く入るときをずらしたいという思いもありましたけれども、残念ながらずれ込んでしまったというふうに考えています。

ただ、その間、何もしないのかというところが一つポイントで、確かに温泉は入れないけれども、あの施設としては使えるところがあると。そういうことでは、今、管理していただいている東京美装の方々、それから私どものスタッフとして、それをいかにつなぎと

めるかというよりも、そこに来てもらえるかということはいろいろ検討しているところでございます。

それから足の確保、言うならば、これは採算性と人数との関係なのですけれども、先ほど町長がお話しさせていただきまされたけれども、バスが来ればたくさん来るのか、それとも自家用になるか、その辺の分析もあるのですけれども、地域交通の部分とは、私も経済部としてちょっと線を引きたいというふうに思っています。今までのデータを見る限り。ただ、あそこに人を、希望される高齢の方を連れていく方法ということはいろいろ考えられると思うのです。だから、この辺をすべて行政にという部分では、担当としては、ちょっとそういう考え方はどちらかというところと否定的な考えを持っております。

ですから、昔は公共サービスをすべて行政サービスができるという時代もありました。今はそうではなくて、行政サービスの限られる部分があるので、その分、言うなら隙間をどう埋めていくかという部分でいけば、先ほど言う公共交通ではなかなか難しいというのであれば、本州などでやっているところで、地域の人たちが週に1回車を出してという、こういう言い方をすればなかなか難しい部分もあるのですけれども、そこへ連れていくとか、方法はいろいろ考えられると思いますので、経済部としてはいろいろ可能な限り前向きで、今、来ていただける数が減らないような努力、また、高齢の方が来ていただける努力はしたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） あその位置も含めて、つくり、温泉の質、それに243の国道に面している。そして、美幌峠に続く道路の前にあるということで、非常にロケーション的にはいいと思います。あれに一手間加えれば、また多くの方が利用されるのかなと思いつながら、そういう空想をしているところなのですけれども、いずれにしろ今の段階ではな

かなか難しいというのが現実だと思っておりますので、状況によってはまた検討してまいりたいと思っておりますけれども、今の状況の中では、きのうから言っておりますように、一つの団地まで実証的に、今、回してやっておりますけれども、その人たちもかなり以前からお年寄りが多くて、なかなかバスに頼れないというような状況もありますので、そういうところをやはり優先して回していかなければいけないだろうと、そんな判断に立っていますので御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは温泉の問題で、本当にたくさんの方に今来ていただいていますし、あの施設は前にスタンプ事業や何かでも使わせていただきましたけれども、交流の場としての大きな場所がありますので、もっともっとそういうところに足を運ぶという、先ほど部長がおっしゃったように、足を運んでいただくということが重要ではないかなというふうに思っています。

改修中もいろいろ考えているようなので、そこに期待をしていきたいと思っています。

また、町長の答弁で、今の段階では非常に難しいということだったのですけれども、私は毎日でなくてもいいと思っておりますし、例えば、月の上旬とか中旬、下旬に分けて地区割りをしてもいいと思っておりますし、何かそういうふうにもいろいろ知恵を出すことによって、もっと交通の便をよくしてあげることができないか、もっともっと知恵を出してもいいのではないかなというふうに思っていますので、これであきらめたわけではありません。今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

次に、赤ちゃんの駅のほうに入っていきます。

○議長（古舘繁夫君） 答弁ここでいただかなくてもいいですか。

○8番（岡本美代子君） はい、いいです。赤ちゃんを連れての外出は、本当に大変だ

というふうに思っています。私の経験を話させていただけば、父が札幌医大に入院して、まだ6カ月ぐらいだったと思うのですが、子供を連れて汽車に乗って見舞いに行ったのですが、そのときに、帰りの汽車でおむつを交換したくなったのです。でも、汽車は4人がけのところを4人座っていましたので、もうおむつをかえなければならぬのはわかっているけれども、その場所がない。そういうときに、私は週刊誌を買って、出入り口のほうに行って、その週刊誌を破って子供を寝せるところをつくっていたのです。そうすると、ここでもいい、とりあえずおむつを交換しなければならぬといったときに、私のそういう行動を見ていた年配の男性が後ろから来て、私が寝かせようとしたときに、そこではなくて、いいからもう車両の中で取りかえなさいと言っていたので、私はその車両の中で、4人がけのところを2人ぐらい立っていただいて、おむつを交換した経験があります。

その経験のときに、赤ん坊を連れて出かけるのは本当に大変だということを店先でお母さん方に話していて、だから赤ん坊を連れて人には私は親切にしてあげるよというふうにならなから全国紙の読者の声の欄のところで、新聞紙上でこういうやりとりがありました。電車の中で乳母車を畳め、畳まない危険だとか、周りが迷惑をするという意見。そして、子供を持つお母さん方は、畳んで子供を抱いて片方手がふさがっているから、それは大変だ、畳まないでそのままいさせてくださいという、新聞紙上で読者の声のやりとりがあったのです。そういうことを見ていると、子供が育てにくいところなのだ。

それは都会のことかなというふうには私には考えていません。今は車の時代になりましたので、より多くの方が、先ほどの峠の湯のことではないのですが、車で移動する時代になりました。美幌には、そういうことは現実的ではないのかなというふうに考えていまし

たけれども、それから町を歩く乳母車を押し
ているお母さんに聞いてみました。何人かに
聞いてみたら、何か困ることはどうい
うことですかという、やはり一番最初におむ
つを交換するところに苦労しているのですよ
ということ言っていました。車や何かだっ
たらいいのですかと言うと、旅行をしてい
ても、やはり車の中で取りかえるよりは、ベ
ビーシートの上で取りかえてあげたいとい
うふうにおっしゃっていました。例えば、赤
ちゃんのマークですとか、ここで取りかえ
ていいですよというマークがあれば、本当
に気軽に利用できるのではないかというお
話もされていました。

答弁にもありました、美幌町の次世代育
成支援に関するニーズの調査の中で、子
連れでも出かけやすく楽しめる場所を
ふやしてほしいという声を持っているお
母さん、これは就学前の児童を持つ親
の74.9%の方が希望しているとい
うことです。どこにでも小さな子供
を連れていける環境づくりが大切であ
るというふうに私は考えています。

先ほど答弁の中で、しゃきっとプラザ
とか図書館、博物館とか、トイレにベ
ビーシートがありますよというところ
を出していただいたのですけれども、
これを見ましたら、ここで赤ちゃん
のおむつ交換もできます、お湯も
差し上げますという一番近いところ
は、やはり私はしゃきっとプラザ
ではないかなというふうに思
っています。あそこには小さな
子供さんが集う場所もあって、
本当にいつも子供たちが来
ていていいことだなという
ふうに思っています。

この赤ちゃんの駅の事業には、余り
大金をかけなくても取り組むとい
うこともありますし、授乳室
までなくても、ミルクのお湯
をあげる、電気ポットなどが
あれば現実的なのだと思います
けれども、これを広めてい
ていただきたいというふう
に思っています。

先日、道新に、これは道の事業
として取り組んでいるとい
うふうな記事がありましたの
で、これは道のほうからこ
ういうことに何か

取り組みなさいとか、補助
があるとか、そういうこと
があればお聞かせ願いた
いと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 前段の
赤ちゃんの駅につきましては、
現在、御質問で町長のほう
から御答弁させていただ
いたとおり、公共施設内
においても赤ちゃんの駅、
ベビーシートを含むもの
があります。これは4カ所
あります。そのほかの答
弁でも書いていますが、
民間によって大型スー
パー、特にシティーさん
とかツルハさんにもそ
ういったおむつ交換を
する場所があります。そ
ういったことで、赤
ちゃんの駅も全部網羅
されたというのがしゃ
きっとプラザでありま
すけれども、部分的に
民間施設におむつ交
換をする場所があ
ったり、授乳室があ
ったりというところ
がある現状であります。

そういう中で、道の、今、御
質問されました情報
なのですが、あくまで
これは新聞情報であ
りまして、道に確認
するとまだ決定し
たわけではないとい
うことで、あくまで
新聞報道の中では、
これに対する補助
も含めて1件当
たり30万円とい
うふうに出
てござい
ますけれども、
そういった活
動に向けて、
カーテンあ
るいはドア
のある授乳
室をつくら
たり、おむ
つ交換をす
るベッドを
無料にする
などにつ
いて登録
すれば、1
件当
たり30
万
円
の
予
定
の
報
道
が
さ
れ
て
ご
ざ
い
ま
す。

まだ道から通知が来て
いませんので、特に
しようがありません
けれども、そんな情
報があるところ
でござい
ますので、よろ
しくお願
い
し
た
い
と
思
い
ま
す。

○議長（古舘繁夫君） 部長、今、
答弁の中で、公共施設4カ所、
5カ所。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 大変失
礼いたしました、公共施設
については5カ所ござ
います。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本
美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 30万
円の補助と

というのがどこに来るかも余りはっきりしていないということなのですけれども、そういう情報にめざとくしていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

答弁にありましたように、平成20年に146人、平成21年で153人、平成22年には186人が生まれて、21年よりも33人ふえているということなのですけれども、本当にこれは喜ばしいことだというふうに思っています。

これでざっと計算しましても、少子化とはいいながら、おむつをするのは大体生まれてから3歳弱だと思うのですけれども、ざっと見積もっても500人くらいのおむつをする子が町内にいるということも含めましたら、それくらいの数になるのかなというふうに思っています。合計特殊出生率も、平成22年は美幌は1.79ということなのですけれども、これは本当に大変喜ばしいことだと思っていますし、いろいろな取り組みの結果もあるのかなというふうに思っています。

今、子供を生む方々の世代が団塊ジュニアの方々に、少子化対策のとき、私も1回この議会でやらせていただいたのですけれども、少子化に歯どめをかけようと思うと、そう長い年数はかけられないというふうなことを聞いたことがあります。やはり団塊の世代プラス二、三年後の親たちが生んだ子供たちが結婚し、子供を生む時代は、そう長くはないよというふうなことで、そんな中で美幌の出生率が上がったということは本当にいいことだと思っています。

学校の問題なども含めましても、子供が少ないということが本当にいろいろなところに波及してきて、高校の間口とかそういうところでも本当に苦労しましたので、美幌の取り組みがある意味評価されたのではないかなというふうに思っています。

そして、これは今回、赤ちゃんの駅の取り組みは公共施設にというふうに私は言いましたけれども、先ほど大型店などでも持っているところがあるよというのですけれども、A

EDのときもそうでしたけれども、最初取り組むのは公共の施設が取り組む。そして、それがずっと町の中に波及して、住民の命を考えた大型店などもAEDを置くようになったというふうに考えています。

先ほども言いましたけれども、道の予算がつけば一番いいのですけれども、ここまでできるということでは、おむつはかえられません、お湯だけはあげられますというようなシールや何かを出せて、お母さん方を一日も早く安心させたいと思いますし、美幌に母子手帳をもらいに来たときに、美幌町内の赤ちゃんの駅のマップなどを一緒に渡せることがあれば、本当にお母さん方は地域に守られながら子育てができるということで安心するのかなというふうに思っていますので、最後に町長の考えをお聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 道も新聞に出ていましたけれども、まだ具体的な内容を示されていませんけれども、登録制度で美幌にこういうものがありますよということで、旅行者の方であるとかそういう方が利用できれば、積極的に登録制度の中に登録していくということも考えてみたいと思いますし、こういったことは脚光を浴びる前から、私どもしゃきつとプラザをつくったときにそういう施設も設けています。

また、このしゃきつとは、もうちょっとPRをさせていただければ、人工的な排泄をする方の対応型のトイレもつくっていますので、ぜひこれはホームページにも載せるべきだと、おむつをかえるのもそうですけれども、人工的な排泄機能をやむなくされる方については、旅先でもできるところとできないところがあると非常に不便をかけるということでもありますので、このしゃきつにはそういう施設もありますので積極的なPRもして、ぜひこの町に来てということもできるということの中で、いろいろな楽しみだとかそういうこともしていただければと思い

ますので、できる限りのことはしていきたいと思えます。

○議長（古館繁夫君） 以上で、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後からの再開を1時15分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告しております3点について、以下、質問いたします。

これは、いずれも町民のセーフティーネットを構築すると、こういう視点から質問をしております。

最初に、町営住宅家賃の減免制度についてであります。

ことし5月、生活保護基準以下の収入である複数の世帯が町営住宅家賃減免申請を行おうといたしましたが、町から該当しませんと申請自体が拒否されております。

そこでお聞きいたします。町営住宅管理条例第17条では家賃の減額を定めておりますが、その内容は、入居者または同居者の収入が著しく低額であるときであります。これは具体的には何を指すのか。町営住宅管理条例施行規則第11条との関係で御説明をいただきたいと存じます。

二つ目には、事務を所管する建設グループの見解は、年度途中で突発的に収入が激減した場合以外は減免ができないということですが、これだと条例に言うよりも、上位の内規があるということになってしまいます。そういう内規があるのかどうか、確認をいたします。

2点目は、国民健康保険の医療費減免についてであります。

第1に、国民所得の減少、生活苦などから、全国的に各医療機関で生活困窮を理由とする医療費未収金がふえております。国も実態調査の結果を発表しています。

美幌町内の各医療機関における医療費未収金の発生状況及びその中で生活困窮を理由とする割合はどのようになっていますか、お伺いいたします。

二つ目は、平成22年9月13日付厚生労働省保険局長通知への対応についてであります。この保険局長通知は、医療費未収金問題の解決のために、一昨年、全国30自治体でモデル事業を実施した上で、国民健康保険法第44条に基づく医療費本人負担の減額、免除に関する最低基準を発出したものであります。

美幌町として、この通知を受けて、一部負担金の徴収猶予及び減免に関してどのように具体化をされたのか伺います。

第2に、被保険者への通知が求められておりましたが、具体的にはどのようにされたのか伺います。

3点目は、全国の自治体では生保基準の1.2倍など、減免に当たって独自の上乗せ基準を設定するなど、創意的な取り組みが見られるところでもあります。また、国が定める入院のみならず、通院についても対象とするなど、美幌町独自の取り組みも今求められているというふうに感じますが、これまでの検討の経過、今後の見通しをお示しいただきたいと存じます。

3点目であります。美幌町地域防災計画の見直しについてであります。

1点目は、町内各避難所の耐震基準適合状況と未達成の施設についての耐震補強、あるいは改修計画はどのようになっていますか伺います。

2点目は、障がい者などが支障なく避難できる、いわゆる福祉避難所が確保されていないというふうに承知をしております。当町の規模で必要とする十分な福祉避難所の整備の見通しをお示しいただきたいと存じます。

3点目は、町の地震の想定規模は道の計画に基づいて、最大で北海道東部の規定で、マグニチュード8.25となっておりますが、東日本大震災発生以後、規模の見直しが全国で求められているところであります。

美幌町の地震規模の想定も見直しが迫られているのではないかと思います、お示しいただきたいと存じます。

以上、1回目終わります。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えを申し上げます。

議員御質問の公営住宅の家賃減免申請が非該当として取り扱われた件につきまして、詳細に調べた結果、本件の申請に対応した職員が減免制度の一部について誤った解釈をしたために、非該当として処理したものでございます。

議員御指摘のとおり、本件におきましては減免の該当要件を満たしており、減免の適用を受けることができるもので、こうした事態を招くこととなったこと、そして、このたびの不適切な対応により、申請に来られた方に大変御迷惑をおかけし皆様に不信感を与えてしまった点について、まことに申しわけなく心よりおわびを申し上げます。

なお、今回の件につきましては、御指摘の条例に優越する家賃減免取扱規程は存在せず、職員の判断ミスによるものであります。行政職員としてあってはならないことであり、単に担当者間違いで済ますことなく、グループ内における連携や問題意識のなお一層の醸成に努め、二度とこうしたミスを引き起こすことのないよう、今後、全職員に対し厳しく指導に当たってまいりますとともに、各グループ内の危機管理意識を徹底し、再発防止に全力を尽くし、町民皆様との信頼関係の回復に向け努力してまいります所存でございます。

今後、本件を教訓としまして、公営住宅の減免制度を適正かつ迅速に処理することは無論のこと、公営住宅の役割と機能を十分果た

せるよう心を引き締め、使命感を持って適切に対処してまいります。

なお、申請されました方の申請事務につきましては、御本人への謝罪と経過報告を行い、御理解のもと過日終了しておりますことを御報告し、重ねて心より深くおわびを申し上げ、御答弁とさせていただきます。

次に、国保の医療費減免についてであります。

まず、町内各医療機関の医療費未収金発生状況等についてであります。御質問にあるとおり、国では平成19年6月に医療機関の未収金問題に関する検討会を設け、平成20年7月に検討結果の報告書を公表しております。その報告書の中で、医療費未収金額について、全日本病院協会などで構成する四病院団体協議会により、平成17年に調査した金額が報告されていますが、厚生労働省の解釈では、国保法第42条に規定するとおり、保険医療機関と被保険者との間における債権債務関係とされております。

これらのことから、保険者が保険医療機関の医療費未収金額を知り得ることができないことを御理解願います。

次に、平成22年9月13日付厚労省保険局長通知への対応についてお答えいたします。

一つ目の一部負担金の徴収猶予及び減免の具体化については、厚労省からの通知を受け、国の基準に基づき、被保険者からの相談に対応をしております。

二つ目の被保険者への周知については、今後において保険証や前期高齢者受給者証の更新時、広報、ホームページで周知してまいりたいと考えております。

三つ目の町独自の減免基準の上乗せについてであります。町民負担の公平と国保財政の健全化を図る中で、現段階では困難と考えますが、今後において現行の減免基準の見直しに向け、国等へ要望してまいりたいと考えております。

次に、美幌町地域防災計画の見直しについ

てであります。美幌町地域防災計画は平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、災害対策基本法の抜本的な改正を受け、一般防災、地震防災、水防と大きく三つに分け、災害の予防、災害が起きた場合に災害を最小限にするための予防対策、災害発生時の初動体制、情報収集、災害弱者対策、ボランティアの活動などの応急対応について、平成13年10月に全面改正を行い、北海道の承認を受けたところであります。

その後は、停電情報の提供などの軽微な変更を行っておりますが、今後見直される国の防災基本計画とあわせて、現行計画の課題や避難指示を速やかに行える体制、避難を呼びかける職員らの安全確保の配慮及び避難所の防寒対策などの見直しを行う予定としております。

屋内避難所としている施設は、町内に23施設を指定しておりますが、建築基準法の改正により、震度5強程度の中規模地震で軽微な損傷としていた旧基準から、震度6強から7程度の大規模地震でも倒壊は免れる強さとする設計基準となったものであり、新耐震設計基準の施行より前に建築確認、着工された町民会館、コミュニティセンター等の7施設も含まれております。

しかし、今後は想定を超える大地震の発生時にも対応できるように、町民の安心と安全のため、計画的に避難所の耐震診断調査及び耐震補強を図ってまいりたいと考えております。

災害時における福祉避難所につきましては、町内にある民間の3施設を福祉避難所として、福祉施設避難所の設置運営に関する協定を締結し、一般の避難所での生活が困難な要援護者の避難援護に対応できる体制を整備しているところであります。また、現在指定している一般の避難所においても、福祉避難所として利用可能な施設の把握を行い、物資、機材、職員体制などを整えることにより、福祉避難所として機能することができるよう整備を進めてまいります。

災害時における福祉避難所を必要とする要援護者については把握していない状況であります。現在整備中の災害時要援護者支援計画により、想定される災害ごとの要援護者の把握を行い、必要な福祉避難所の整備及び確保を図りたいと考えております。

美幌町の地震防災については、過去の地震及び北海道地域防災計画に基づいて、北海道東部地震の規模をマグニチュード8.25と想定し、美幌町の震度を5弱から5強と想定して策定しているところであります。

国においては、4月に中央防災会議を開催し、有識者による専門調査会を新設して、地震の被害想定など再検討を行い、秋をめどに国の防災基本計画に反映されることとなっております。

防災対策基本法では、防災基本計画に基づき、都道府県地域防災計画に抵触することなく、市町村地域防災計画を作成することとなっておりますので、今回見直しされる津波や大規模地震の防災対策をもとに、美幌町地域防災計画について見直しを行う予定であります。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 順次、再質問させていただきます。

一つは、町営住宅家賃減免制度についてであります。

町の減免規定運用の誤りがあったと答弁でお認めになりました。美幌町営住宅管理条例第17条（1）号は、入居者または同居者の収入が著しく低額であるときと表現されておりますが、私も、北海道、東京都などの条例、全国の主な都市の条例の減免規定を調べました。部分的に入居者に限定した表現か、入居者または同居者と表現しているか、若干の違いはありますが、しかし、基本となる収入が著しく低額であるときとの部分は全く相違がありません。恐らく国の標準条例案を、47都道府県、1,800余りの全市町村が

同一の表現をしているというふうに思います。

念のため私は、北海道庁や管内各市に問い合わせを行い、その結果、入居者の収入が一時的であるか恒常的であるかを問わず、現に著しく低額であるか否かによって減免の判断が下されておりました。今回、美幌町の建設グループによる運用の誤りは、恐らく全国で初めてではないか、このように思っております。同時に、美幌町建設グループは、収入が恒常的に生活保護水準以下である場合は、公営住宅の家賃減免規定の適用ではなく生活保護での救済を求めべきだと、こういう踏み込んだ判断も示されたところでもあります。そこで、この点についても公営住宅法の解説を読んで確認をいたしました。

ここに国土交通省の担当者が書いた公営住宅法逐条解説がございます。ここで、家賃の減免と生活保護との関連についてありますが、このように言っております。生活保護制度の存在を前提にしつつ家賃算定基礎額は設定されているが、生活保護基準以下の収入しかない入居者について、生活保護制度によってすべて対応すべきとの考えに立つものではない。家賃の減免と生活保護が異なる手続や基準の違いがある以上、両制度が相まって入居者の居住の安定が図られるべきであることから、生活保護受給決定を待つことが不適当な場合には減免を対象とするということで、法をつくった担当者が地方に基準をこのように示しているわけであります。どの点から見ましても、美幌町の運用の誤りは明確であります。

そこで伺います。答弁は、今回の申請受理の際、初めて減免規定の適用を誤ったと、そういう内容であります。過去にさかのぼって調査した結果、過去には減免規定の運用に誤りはなく、今回初めて誤った運用を行ったという結論ですか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目に答弁させていただいたように、全くのミスであるという

ようなことであります。ミスというよりは、プロとして本当に恥ずかしい限りでございます。改めましておわびを申し上げたいと、そのように思います。

セーフティーネットにとらえてもいいと思いますけれども、社会保障制度の一つとして生活保護制度があるということでもありますので、例えば公営住宅の減免ができないからそちらのほうにということではなくて、別々の制度であると、そのように私は理解しております。

公営住宅も、基本的には住宅に困る方、いわゆる所得制限などを設けておりますので、一定の水準以下の方が公営住宅に入居していただくというシステムでありますので、全く議員おっしゃるとおりだと私も思っているところでもあります。

過去の例の中でどうだったのかということについては、担当のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副議長（染谷良君） 私からは、まずおわびを申し上げたいと思っております。

町長の答弁でもありましたように、私どもの職員の判断ミス、運用を誤ってしまったということで、申請をされた方、あるいは関係者の方に大変御迷惑をおかけしたと。また、その後、それを修正できるチャンスがあったわけではありますが、その機会も逸してしまったということで、不信感を関係者の皆様を増幅させる結果となってしまったこと、本当に関係者の皆様に改めておわびを申し上げたいと思っております。

大江議員が今御指摘のとおり、減免できるということは全くそのとおりでございます。その取り扱い、現担当のスタッフの中では間違った解釈をしていたということでございます。

昨年におきましても、居住者、申込者の中でそういうやりとりがあったわけではありますが、現在そういう解釈でできないという判断をしたケースが1件ございます。それにつ

きましても、今後この制度について法的にやるかやらないかというよりも、どこまで適応できるのかだとか、そういったことも十分把握をして適切な対応に当たっていききたいと、このように思っております。

詳しくは、建設水道部長のほうより御答弁させていただきますと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） このたびの不適切な対応につきまして、申請に来られた方、大変御迷惑をおかけしました。

部内のチェックができないなど、行政に対する信頼を損ねたことを心よりおわび申し上げます。

過去にさかのぼりまして、担当の者、過去の経験者にすべて聞いたところによりますと、このような間違ったケースをしたことはありませんということでございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 美幌町営住宅管理条例施行規則第11条との関係で、さらにお伺いいたします。

減免の対象となるものの状況がここで記載されていますが、公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入、いわゆる政令月収と言われておりますが、美幌町の場合、2万円以下の場合には家賃を6割減ずるとなっております。これは、一般の人にはなかなか計算できないので、年収に換算すると幾らなのかお示しいただきたいと思っております。

また、政令月収が3万円以下、4万円以下、5万円以下、6万円以下と5段階の刻みとなっております。6万円以下の場合、規定家賃の2割を減ずるという中身であります。政令月収6万円とは年収に換算すると幾らになりますか。できれば年金生活者、勤労世帯、母子家庭の三つのモデルでお示しいただければありがたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君） 住宅建築主幹。

○住宅建築主幹（佐藤 修君） お答えを申し上げます。

月収2万円以下の場合につきましては、例

といたしまして、年金生活の高齢者御夫婦で70歳以上の場合でございますが、年収192万円が月の収入が2万円というふうに換算されるところでございます。あと、月収6万円以下の場合につきましては、年金の年収が240万円ということで、6万円ということになるところでございます。

もう一つは、世帯主、妻、子供1人の場合につきましては、2万円以下の場合につきましては、給与収入が166万8,000円未満でございます。同じく月収6万円以下の場合、給与収入237万4,000円未満という場合になります。

もう一つ、母子の3人ということで、お子さんがお二人いる場合につきましては、2万円以下の場合には給与収入が207万4,000円未満でございます。月収6万円になる場合には、給与収入が275万8,000円未満という形になります。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今、お示しいただきました年収は、美幌町は毎年把握をしている中身であります。

そこで、先ほど担当部長から、誤った運用は今回限りであって、調べたが過去にはないと、こういうことであり、そうであればいいなというふうに思っています。

そこでお聞きいたします。公営住宅家賃の減免対象となる一番収入が大きい場合で、政令月収6万円以下の収入となりますが、この収入の世帯は、公営住宅、借り上げ住宅、改良住宅全体の中で何件ありますか、あるいは何%ありますか。分母となります総戸数は、21年度決算時点では823戸、この中に政令月収6万円以下とカウントされる戸数は幾らあるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 住宅建築主幹。

○住宅建築主幹（佐藤 修君） お答えを申し上げます。

政令月収6万円以下の人数でございますが、497名でございます。ただし、生活保

護を受けられている方が103件ございますので、それらを引きますと対象者は394人、約63%でございます。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。
○2番（大江道男君） 392ということがあります。そういたしますと、これは10月1日時点の収入を必ず入居者に申告をさせて、毎年の家賃額そのものはここで決まるとなりますが、減免に該当する方が減免を申請するということになりますと、定期的な年に1遍の報告とはまた違って、減免のための申請を、半年なのか1年かは別にいたしまして、必ずやらなければ継続反復した減免にはなりません。そうなりますと、それは調べればすぐわかる話というふうになります。

美幌町文書取扱規程によりますと、公営住宅の家賃の決定、変更に係る文書は永久保存されているかと思えます。平成8年に現在の家賃決定方式、いわゆる応能応益家賃となっておりますが、美幌町の減免規定も実はその時点から運用が開始されているというふうに思えます。

過去にさかのぼって、条例17条（1）号による減免実績を、言葉ではなくて資料でお示しいただきたいと思えます。議長にお取り計らいをお願いしたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 今、大江議員のお尋ねの書類は、会期中につくることはできますか。今すぐ用意できるものですか。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 過去に、9年からうちは条例できていますけれども、さかのぼってする分については、今、確認してお答えしたいと思えます。

先ほど言いました392は394ということで、件数ですね。それと、影響の部分の、今言った394についての23年度については、減免をどれだけするかということについては、3,939万5,000円ということで、平成23年度の当初予定の調定額1億6,872万4,100円に関しますと、23.35

という形の部分で調べていますので、過去にさかのぼって全部そういう部分というのは、会期中にできるかどうかというのは調べてまして回答させていただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。
○2番（大江道男君） 私の持ち時間は4時15分までということでありまして。それで大変大事な確認行為になりますので、意味がわからない部分もありますので、とめていただけないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古舘繁夫君） 先ほど、議会運営委員会が開かれましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

12番吉住委員長。

○12番（吉住博幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。

先ほど大江議員の一般質問において、町に対して資料要求があり、約1時間の休憩をとりましたが、資料提出にいましばらく時間が必要とのことであります。

このため、本日の一般質問はここで中断し、第2日目の議事はここで延会といたします。

なお、明日、第3日目は大江議員の一般質問から行うこととし、一般質問終了後は議案審議に入ることといたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りいたします。
2番大江道男議員の一般質問の途中であり

ますが、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会します。

午後 2時57分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員